

議案第54号

外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年6月13日

つくば市長 市原 健一

外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(つくば市下水道条例の一部改正)

第1条 つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項第3号中「又は外国人登録証明書」を削る。

(つくば市印鑑条例の一部改正)

第2条 つくば市印鑑条例（平成2年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、つくば市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同条各号を削る。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。

以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。ただし、外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとするものを除く。

第3条第2項第2号中「氏名」の次に「若しくは通称」を加える。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称。)

第6条第1項に次の1号を加える。

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第10条第2項及び第3項中「又は外国人登録原票」を削り、同条に次の1項を加える。

4 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。以下「改正法」という。)の施行日(改正法附則第1条第1項に定める日をいう。以下同じ。)の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

第12条第2号を次のように改める。

(2) 転出、死亡等により住民票を消除したとき。

第12条に次の1号を加える。

(5) 改正法の施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において当該外国人の印鑑の登録を認めることができないとき。

(つくば市招致外国人職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 つくば市招致外国人職員の給与及び旅費に関する条例(平成3年つくば市条例第55号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくば市が招致する外国人住民の職員の給与及び旅費に関する条例

第1条から第5条までの規定中「外国人」の次に「住民」を加える。

(つくば市戸籍法, 住民基本台帳法等関係手数料条例の一部改正)

第4条 つくば市戸籍法, 住民基本台帳法等関係手数料条例(平成12年つくば市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表13の項を削る。

(つくば市斎場条例の一部改正)

第5条 つくば市斎場条例(平成14年つくば市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「又は外国人登録原票」を削る。

(つくば市敬老祝金給付条例の一部改正)

第6条 つくば市敬老祝金給付条例(平成17年つくば市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定に基づく外国人登録原票に登録されている者」を削る。

附 則

この条例は, 平成24年7月9日から施行する。